

犯罪被害者等への理解を深めるために

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になり得る恐れがあります。犯罪被害者等の多くは、十分な支援を受けられず、社会において孤立するケースがあります。

川越市では犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的に、令和3年4月1日「川越市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。



川越市マスコットキャラクター
ときも

◆ 基本理念 (条例第3条)

- 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、並びに協力して推進されなければならない。

◆ 市民の責務 (条例第5条)

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとします。

二次的被害とは・直接的な被害（一次被害）を受けた後に、周囲からの誹謗中傷や報道機関の過度な取材等により、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害を受けることをいいます。

◆ 事業者の責務 (条例第6条)

基本理念にのっとり、事業活動を行うに際して二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとします。また、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとします。

犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成のため、
ご理解とご協力をお願いします



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョつとちゃん